

(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	小 山 英 恵
論文題目	20 世紀初頭ドイツにおけるフリッツ・イエーデの音楽教育改革 ——「生」の再興のための理論と実践——		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、20 世紀初頭のドイツにおいて活躍した音楽教育実践家であり、青少年音楽運動の指導者として知られるフリッツ・イエーデ (Fritz Jöde, 1887-1970) による音楽教育改革論について研究したものである。</p> <p>第1章・第2章では、イエーデの音楽教育の目的論と音楽観について検討している。ドイツ改革教育運動の影響を受けたイエーデは、音楽教育によって、工業や経済が急速に発展する社会のなかで失われていた「生彩に富む」内面の「生 (Leben)」を再興すること、そのために「愛における共同体」を実現することをめざした。イエーデにとって、敬虔さや崇高な精神とともにある音楽活動、崇高な芸術音楽、創造の具体化である即興、人々が能動的に音楽に参加していた中世の時代の民謡、共同性の具体化である多声音楽、共同で音楽を行う合唱や合奏、民族舞踏といった音楽生活こそが、「生」や「愛における共同体」の精神につながるものであった。イエーデは、音楽における外面的な素材やそれに基づく分析といった機械的なものよりも、「生彩に富むもの」と結びつく内面の動きの感覚を重視する「オルガニク」という音楽観をもっていた。</p> <p>第3章ではイエーデによる音楽の基礎教育、第4章では「創造」のための教育について検討している。イエーデは、音楽活動の中で音楽の基礎を系統的に学ばせるとともに、音楽の文法に基づく音の動きを内面において感じさせることを基礎教育の内容とした。また、就学前後から低学年において「創造」の源となる内面的なものを生成させ（「創造の萌芽」の段階）、中学年において音楽的な表現の感覚を生成させ（「形への道」の段階）、高学年においてはその感覚を深化させて芸術音楽を理解させることを目指す（「実行された形」の段階）という三段階の教育内容を構想した。これは、芸術音楽を「創造」的に観賞し再現する「再創造」をめざしたものであった。さらに授業実践記録を検討することにより、生徒たちの主体的な話し合いによって授業が進むこと、またその中で教師による効果的な指導が行われていることが明らかとなった。</p> <p>第5章では、イエーデが自らの音楽教育論を実践するために構想したシャルロットンブルク青少年音楽学校のカリキュラムを検討している。この学校は、「共同」の精神や「生」の表れとして能動的な音楽活動をすべての人々に可能にすることを目的とし、あらゆる社会的階層の子どもを生徒として呼び集めた。また、音楽授業で培われた能力を活かして、実際の生活の場において共に音楽をする授業外の活動までもそのカリキュラムに含みこむという特長があった。</p>			

第6章では、イエーデの教師教育論について検討している。音楽への能動的な参加によって人々の内面に「生」や「愛における共同体」をもたらすという青少年音楽運動の理念を実現する教師を育成するために、イエーデは、音楽の専門的能力と教育実践の能力だけでなく、その基盤として青少年音楽運動の教育観や、「生」や「共同体」の精神と結びついた音楽観を育成しようとした。教育における課題解決と価値判断を自律的に行う教師を育成するために、授業においては参加者が共同で考えを練り上げ新たな価値を生み出していく「作業共同体」の方法が採られた。

第7章では、アドルノ (Th. W. Adorno, 1903-69) が行った青少年音楽運動批判と、前章までに検討してきたイエーデの音楽教育論との照らし合わせを行っている。アドルノの批判によって、従来、イエーデによる音楽教育論の正当な評価は立ち遅れてきた。しかし、照らし合わせによって見えてくるのは、両者の音楽教育観の違いである。音楽教育において音楽の専門性のみを追求するアドルノに対して、イエーデの音楽教育の目的は「生」の再興という人間形成にあった。また、アドルノが音楽分析による楽曲構造の理解を目標とするのに対し、「生」の再興を目指すイエーデは生成される音楽の流れと自らの内面とが一体となる音の動きを内面で感じることによる音楽理解を目標とした。

以上の検討から、現代の音楽教育への示唆として、次の5点が導き出されている。

- ①イエーデの提唱した「音楽することの教育」は、既に生成された音楽作品へ焦点化するような「音楽についての教育」とは異なる次元で音楽へアプローチしようとするものである。
- ②音楽のイメージを抱き、常に音の動き、躍動を内面において生成することを求めるイエーデの音楽教育論は、概念的な知識ではない、感覚の生成という教育内容のあり方を提示している。
- ③イエーデの音楽教育論は、音楽文化がもつ系統性のみでなく、音楽する主体の発達に伴う音楽創造の質の変化を考慮して発達段階に即した音楽教育を考える視点を提示している。
- ④音楽を共に営む力を育成するためには、音楽授業のあり方だけでなく学校生活全体において柔軟かつラディカルにカリキュラムを構想することができる。
- ⑤音楽教育改革はその教育を実践する教師教育の改革までを視野にいれて行う必要がある。

注) 論文内容の要旨と論文審査の結果の要旨は1頁を38字×36行で作成し、合わせて、3,000字を標準とすること。

論文内容の要旨を英語で記入するときは、400～1,100 words で作成し審査結果の要旨は日本語500～2,000字程度で作成すること。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、20世紀初頭のドイツにおいて活躍した音楽教育実践家であり、青少年音楽運動の指導者として知られるフリッツ・イエーデ (Fritz Jöde) による音楽教育改革について研究するものである。アドルノ (Th.W.Adorno) による徹底的な青少年音楽運動批判のために、従来、イエーデの音楽教育論の正当な評価は立ち遅れてきた。また、先行研究においては、イエーデの音楽教育における方法論的特徴についての指摘に齟齬が生じてきた。本論文は、イエーデの提唱した音楽教育論を包括的に検討することにより、その特質と課題を明らかにしている。その成果は、とりわけ次の3点において優れたものと評価できる。

第一に、音楽教育の目的論、音楽観、音楽教育の具体的内容と方法論およびその実践、音楽学校構想、教師教育論を有機的に関係づけつつ包括的に検討することにより、イエーデの音楽教育論の特質を明らかにしている点である。本研究では、就学前後から10代の子どもたちを対象として体系化された音楽教育論に関する資料、シャルロッテンブルク青少年音楽学校のカリキュラムや、学校教師と民衆音楽学校の教師の養成に関する資料など、幅広い文献資料を対象とするとともに、イエーデに関する音声資料についても扱っている。イエーデの音楽教育論は、「生」の再興や「愛における共同体」の精神など独自の概念による難解なものである。しかし、本研究は、様々な局面においてなされたイエーデの主張を丹念に重ね合わせることにより、イエーデの音楽教育改革構想について説得力をもって論じることに成功している。

第二に、授業実践記録の検討まで踏み込むことにより、イエーデが追求した音楽教育の具体的内容と方法論を明快に解き明かしている点である。先行研究においては、イエーデの音楽教育の方法論について、生徒主体か教師主導かという点で解釈の不一致が見られた。しかし、本研究では、音楽の理論的な内容が音楽的な表現の感覚として音楽する中でイメージによって説明される点、子どもたちが意見交換する中で教師が注意深く方向づけている点などを分析することにより、イエーデの音楽教育方法が反主知主義の立場を乗り越えるものであったことを明らかにしている。また、「創造」のための教育においては、子どもの発達段階に応じて、「創造の萌芽」・「形への道」・「実行された形」という三段階の教育内容が構成されていたことも整理されている。

第三に、アドルノによる青少年音楽教育批判と、イエーデの音楽教育論との照らし合わせを行うことにより、両者の間にある音楽教育観の違いを提示している点である。音楽の専門性を追求したアドルノは、音楽分析による楽曲構造の理解を目標としていた。それに対し、イエーデは、「生」の再興という人間形成を音楽教育の目的と位置づけ、生成される音楽の流れと自らの内面とが一体となる音の動きを内面で感じることによる音楽理解を目標とした。両者の違いを踏まえ、本論文では、「音楽することの教育」と「音楽についての教育」という、音楽教育における二つの次元が抽出されている。

以上のように、本研究は、幅広く綿密な文献調査によって、イエーデの音楽教育論を精緻に描き出すことに成功している。「音楽することの教育」を具体的にどう進めればよいのかという論点は、現代の日本においても問われているものであり、本研究から現代の音楽教育に与える示唆は大きい。

しかしながら、本研究については、なお検討すべき課題も指摘された。一つはカリキュラムにおいて「音楽することの教育」と「音楽についての教育」がどのように両立しうるのかについては未解明である点、もう一つは「音楽する」ことそのものがもつ破壊性の側面についての批判的検討がやや不十分である点である。

このように、本論文は、今後の課題を残すものの、それらは本論文の学問的意義を損なうものではない。口頭試問では、これらの課題についての的確な応答が行われ、本人も今後の研究課題としてさらなる研究に邁進する決意を示している。

よって、本論文は、博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成25年2月12日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。

論文内容の要旨及び審査の結果の要旨は、本学学術情報リポジトリに掲載し、公表とする。特許申請、雑誌掲載等の関係により、学位授与後即日公表することに支障がある場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降